

# 社内預金制度の運用に当たって

～社内預金の下限利率の見直しが年1回から年2回に変わりました～

## 厚生労働省

社内預金制度を運用するに当たっては、労働基準法第18条第4項により、使用者は預金に利子を付けなければならないことになっています。

その利子の利率の下限（以下「下限利率」といいます。）については、毎年1回見直し作業を行い、必要に応じ、「労働基準法第18条第4項の規定に基づき使用者が労働者の預金を受け入れる場合の利率を定める省令」（以下「省令」といいます。）の改正により変更していましたが、今般、省令を大幅に改正し、今後は、毎年2回見直し作業（通常見直しと特別見直し）を行い、下限利率を変更する場合には、その利率を厚生労働大臣告示として示すこととなりました。

なお、今般の省令改正により、下限利率の見直し方法そのものを省令に明記しましたので、社内預金制度を運用している事業場の皆様も、下限利率を告示で確認できるほか、自らその見直し・算出ができるようになりました。

### 新たな省令の概要（平成12年12月14日公布、平成13年4月1日施行）

- ① 通常見直し  
毎年10月における定期預金平均利率<sup>(注1)</sup>と現行の下限利率との差が5厘(0.5%)以上である場合、定期預金平均利率を端数処理<sup>(注2)</sup>した利率が翌年4月1日から適用される下限利率となります。
- ② 特別見直し  
毎年4月における定期預金平均利率と現行の下限利率との差が1分(1.0%)以上である場合、定期預金平均利率を端数処理した利率が同年10月1日から適用される下限利率となります。
- ③ ①の場合も②の場合も下限利率の最下限は5厘(0.5%)とし、下限利率の変更は0.5%きざみで行います。
- ④ 下限利率が変更された場合には、厚生労働大臣が告示することとします。  
なお、通常見直しによる改正が行われる場合には2月上旬、特別見直しによる改正が行われる場合は8月上旬の官報で告示することにしています。

(注1) 「定期預金平均利率」とは、日本銀行が公表する「金融経済統計月報」において、ある月（通常見直しの場合は10月、特別見直しの場合は4月）に全国の銀行が新規に受け入れる定期預金（預入金額が300万円未満であるものに限る。）のうち、預入期間が1年以上2年未満、2年以上3年未満、3年以上4年未満、4年以上5年未満及び5年以上6年未満のものの平均年利率を平均した利率をいいます。

(注2) 「端数処理」とは、定期預金平均利率を小数に直した数について、小数点以下第3位未満を切り捨て、小数点以下第3位の数字が1又は2であるときはこれを切り捨て、3から7までの場合はこれを5とし、8又は9であるときはこれを切り上げることをいいます。

# 下限利率の新しい見直し方法

下限利率の新しい見直し方法を流れ図で示すと、次のとおりとなります。

日本銀行が公表する「金融経済統計月報」（通常見直しの場合10月分、特別見直しの場合4月分のデータ）から「定期預金平均利率」を算出します（1ページの（注1）参照）。

現行の下限利率と算出した定期預金平均利率との比較を行います。

通常見直し

特別見直し

差が0.5%以上

差が0.5%未満

差が1.0%以上

差が1.0%未満

改正は行いません。

改正は行いません。

下限利率の改正を行います。

定期預金平均利率（%）を小数に直します。  
（例：1.463%→0.01463）

小数点以下第3位未満を切り捨てます。  
（例：0.01463→0.014）

（小数点以下第3位について2捨3入又は7捨8入を行います。）

小数点以下第3位の数字が  
1、2  
の場合は切り捨てます。

例：0.012→0.010  
下限利率は1.0%（1分）  
となります。

小数点以下第3位の数字が  
3、4、5、6、7  
の場合は当該数字を5と  
します。

例：0.014→0.015  
下限利率は1.5%（1分  
5厘）となります。

小数点以下第3位の数字が  
8、9  
の場合は当該数字を切り上  
げます。

例：0.018→0.020  
下限利率は2.0%（2分）  
となります。

通常見直しにより改正された下限利率は4月1日から、また、特別見直しにより改正された下限利率は10月1日から適用されます。

# 社内預金の利率に関するQ & A

## (定期預金平均利率の算出方法)

問1 「定期預金平均利率」はどのように算出するのですか。

仮に、「金融経済統計月報」で公表されている10月の定期預金の平均年利率が、それぞれ1年以上2年未満が1.208%、2年以上3年未満が1.225%、3年以上4年未満が1.231%、4年以上5年未満が1.365%、5年以上6年未満が1.412%であれば、

$$(1.208 + 1.225 + 1.231 + 1.365 + 1.412) \div 5 = 1.2882$$

となるので、「定期預金平均利率」は、1.2882%となります。

(例えば、平成12年10月の平均年利率については、「金融経済統計月報」平成12年12月号93ページの表に数値が記載されています。)

## (通常見直しのケース)

問2 現行の下限利率が0.5%の場合で、10月の定期預金平均利率が仮に1.3651%になったとき、下限利率は何%になるのですか。

10月の定期預金平均利率が1.3651%の場合、下限利率との差は0.8651%になります。通常見直しによる改正は、0.5%以上の差があった場合に行いますので、下限利率の改正を行うこととなります。

具体的な下限利率の算出方法は、まず、1.3651%を小数に直すと0.013651となり、次に、小数点以下第3位未満を切り捨て、小数点以下第3位の数字を2捨3入、7捨8入すると0.015となります。したがって、下限利率は1.5%になります。

なお、この下限利率は、翌年4月1日から実施されます。

## (特別見直しのケース)

問3 現行の下限利率が1.5%の場合で、4月の定期預金平均利率が仮に2.4877%になったとき、下限利率は何%になるのですか。

下限利率との差は0.9877%ありますが、特別見直しによる改正は、1.0%以上の差があった場合に行いますので、この場合は、下限利率の改正を行いません。したがって、10月1日以降も下限利率は1.5%のままになります。

## (労使協定の締結・届出)

問4 下限利率が改正された場合、労使協定を結び直す必要はあるのですか。  
また、所轄労働基準監督署長に届け出なければならないのでしょうか。

必ずしも、下限利率が改正される都度、労使協定を結び直す必要はありませんが、下限利率の改正により、事業場の社内預金の利率が下限利率を下回る場合には、労使協定を結び直さなければなりません。また、所轄労働基準監督署長へ「貯蓄金管理に関する協定届」を届け出る必要があります。

ただし、労使協定の中に、利率については厚生労働大臣が告示する下限利率による旨を定めた場合、又は厚生労働大臣が告示する下限利率に一定の数値を上積みする旨を定めた場合には、労使協定の有効期間中、労使協定を結び直す必要はありません。

# 社内預金制度を実施する場合の手続等について

- 1** 新たに制度を実施する場合及び制度を変更する場合には、労使協定の締結・届出が必要です。  
(労働基準法第18条第2項)
- 2** 貯蓄金の管理に関する規程を定め、これを労働者に周知させるため、作業場に備え付ける等の措置を講じなければなりません。  
(労働基準法第18条第3項)
- 3** 労働者が貯蓄金の返還を請求したときは、遅滞なくこれを返還しなければなりません。  
(労働基準法第18条第5項)
- 4** 毎年3月31日現在の受入預金額の全額について、その後1年間を通じて保全措置を講じなければなりません。  
(賃金の支払の確保等に関する法律第3条)

保全措置としては、①金融機関等による保証契約、②信託会社との信託契約、③質権又は抵当権の設定、④預金保全委員会の設置のいずれかの方法によらなければなりません。

(賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第2条第1項)

このうち、預金保全委員会の設置による方法であって、貯蓄金管理勘定を設ける場合は、保全機能をより確実にするため、支払準備金制度を併用することが望ましいといえます。

また、預金保全委員会は、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第2条第2項に定めるところにより、適正に運営しなければなりません(3ヶ月以内に1回の開催、預金管理状況の報告、議事概要の周知、記録の保存等)。

- 5** 毎年3月31日以前1年間における預金の管理の状況を、「預金管理状況報告」により所轄労働基準監督署長に4月30日までに報告しなければなりません。  
(労働基準法第104条の2、同規則第57条第3項)

預金管理状況報告の用紙は、所轄労働基準監督署に備え付けてあるOCIR帳票を使用してください。

社内預金制度についてご不明の点がございましたら、最寄りの都道府県労働局労働基準部監督課又は労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署